

税務アップデート

税務・法務

2020年9月

1. 法人税 (CIT)

i) 2020年のCITを30%減額するResolution 116

2020年6月19日、国会は2020年の売上高が2000億ドン以下の納税者の2020年のCITを30%減額するResolution 116/2020/QH14を公表しました。対象となる企業は、2020年の四半期および年間のCITの減額受けられるか否かを自ら評価する必要があります。

Resolution 116は2020年8月3日に発効され、2020課税年度に適用されます。

ii) CIT計算目的での輸出売上は、通関手続の完了時に計上されなければなりません。

VATに関する規定によると、輸出売上に関する売上VATは通関手続の完了時に計上されます。一方、CITに関する規定において、輸出売上は所有権・使用権の移転時に計上されるとされています。

しかし、2020年5月7日付の財政省のOfficial Letter 5476/BTC-CSTIによると、輸出売上は通関手続の完了時点で計上されます。当該Official letterは2014年9月1日からの輸出売上に関する売上VAT及びCITの両方に適用されます。

iii) ソフトウェア開発の定義及びプロセス

現在のCITの規定では、ソフトウェア開発の投資プロジェクトは、売上計上後15年間にわたる優遇税率10%、課税所得計上後4年間の免税、その後9年間の50%減税というCIT優遇を享受できます。

これに関して、情報通信省(MIC)は2020年7月3日Circular 13/2020/TT-BTTTTを公表しました。Circular 13では「ソフトウェア開発」の定義、7つの開発プロセス及び開発プロセスにおいて保管すべき書類が明記されていますので、上記の優遇税制を受ける企業はCircular 13の規定に基づき、自らの製品が当該優遇税制の対象かどうかを確認する必要があります。

2014年11月18日付のCircular 16/TT-BTTTTに代わり、Circular 13は2020年8月19日から有効となっています。

iv) 土地管理に関する規定に違反した土地賃借料の支払は、CIT計算において損金算入することができません。

2020年7月8日付のOfficial Letter 2776/TCT-CSによると、土地管理に関する規定に違反した土地賃借料の支払は、当該規程を遵守しておらず、行政違反による罰金の対象であり、損金算入することができません。

v) 税優遇地域の外に所在する企業に加工委託した製品からの売上高は法人税優遇の対象外となります。

2020年8月10日付の税務総局のOfficial Letter No.3218/TCT-CSによると、税優遇地域外に所在する企業に加工委託した製品からの売上高は法人税優遇を受けられません。すなわち、法人税優遇を受ける資格があるA社は優遇地域外に所在

するB社に製品の加工を委託する場合、その委託分から生じる売上高については、法人税優遇を受けられません。特にベトナムの製造活動及びサプライチェーンがより広範で多様化するにつれて、委託加工の方法は様々な形態をとっているため、注意が必要です。

2. 付加価値税 (VAT)

i) 投資法の要件を満たさないプロジェクトは付加価値税還付の対象外となります。

2020年6月15日付の税務総局のOfficial Letter 2410/TCT-KKによると、投資法に従って実行されていない投資プロジェクトの場合、納税者は投資プロジェクトに適用されるVATの還付ができません。

3. 外国契約者税(FCT)

i) ハイブリッド方式および外国契約者が自己申告する方式 (VAS方式) でFCTを申告・納税する外国契約者

は、税金支払期限の延長 (COVID-19の流行による税優遇に関するDecree 41 /2020/ND-CPで規定) の対象となります。

2020年8月4日付のOfficial Letter 3086/TCT-KKによると、税務総局は、ハイブリッド方式およびVAS方式でFCTを申告、支払う外国契約者の場合にも、Decree 41の要件を満たした場合にはFCTの支払期限の延長が認められます。一方、みなし方式でFCTを申告、支払う外国契約者の場合 (すなわち、ベトナム側が対価の支払い時にFCT部分を源泉徴収し、代わりに申告・納税を行う場合) は支払期限の延長の対象外となります。

ii) 事業協力契約における出向者給与の払戻しがFCTの対象となります。

2020年2月20日付の税務総局のOfficial Letter 755/TCT-TTKTTによると、事業協力契約 (Business Cooperation Contract - 「BCC」) の下での出向者の給与費用の払戻しがFCTの課税対象となります。例えばA社 (海外企業) がB社 (ベトナム企業) とBCCを締結し、出向者をB社に派遣し、B社がA社へ当該出向者の給与の払戻しをした場合、A社が受けた払戻しに対しFCTが課されます。

なお、ベトナム企業から外国企業へのこの払戻し額は、出向者の給与の払戻し (実際に支払われた費用と同額) である場合でも付加利益 (mark-up) を含む場合であってもFCTの対象とみなされる可能性があります。

4. 個人所得税 (PIT)

i) Resolution 954/2020/UBTVQH14に基づく基礎控除額および扶養控除額の適用の明確化

2020年6月23日付の税務総局のOfficial Letter 2546/TCT-DNNCNによると、Resolution 954の第1条に規定されている新しい控除額 (納税者の基礎控除額1100万ドン/月、扶養家

族1人につき扶養控除額440万ドン/月)は、2020年7月の月次PIT申告(2020年8月20日まで提出)、または、2020年第3四半期のPIT申告(すなわち2020年10月30日までに提出)から適用されます。

なお、現行の規定(基礎控除額900万ドン/月、扶養控除額360万ドン/月)に従って2020年1月から6月まで月次PIT申告及び四半期PIT申告を行った納税者は、確定申告の際に新規制に基づき納税額を再計算することとなります。

ii) 退職及び死亡給付基金への拠出停止は2020年12月まで継続されます。

ベトナム社会保険のガイダンスである2020年8月10日付のOfficial Letter 2533/BHXH-BTによると、Covid-19の流行で財政難に陥った雇用者は、2020年12月まで退職及び死亡給付基金の拠出停止を延長することができます。手続きと承認プ

ロセスは、労働傷病兵社会省が以前公表したOfficial Letter 1511/LDTBXH-BHXHに従います。

5. 輸入関税

i) 工場を転貸する輸出加工企業(Export and Processing Enterprise、「EPE」)は、輸入関税と輸入VATの課税対象となります。

2020年7月24日付の税務総局のOfficial Letter 4927/TCHQ-TXNKによると、工場を建設するために物品を輸入した時に輸入関税と輸入VATを免除されたEPEが、当該工場の一部を他の企業(ベトナム国内企業を含む)に転貸する場合、当該EPEは工場の建設のために輸入した物品の輸入関税と輸入VATを申告・納税しなければなりません。リース期間の終了時に返還をうけ、当該建物を自らの事業に使用し続けるEPEであっても、支払った輸入関税と輸入VATは払い戻されません。

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザー・サービス、
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス、ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark Tower,
72 Building, Plot E6, Pham Hung Street,
Cau Giay New Urban Area, Me Tri Ward,
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam

T: +84 (24) 3946 1600
F: +84 (24) 3946 1601
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

大門 亮介

公認会計士(日本) シニアマネージャー
E: ryosukeokado@kpmg.com.vn

古屋 秀規

公認会計士(日本) シニアマネージャー
E: hfuruya@kpmg.com.vn

東木 隆則

公認会計士(日本) マネージャー
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn

秋田 憲宏

公認会計士(日本) マネージャー
E: norihiroakita@kpmg.com.vn

大塚 元喜

公認会計士(米国) アシスタント マネージャー
E: gotsuka@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: huongtpham@kpmg.com.vn

Le Thi Thu Trang - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: trangtle1@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

10th Floor, Sunwah Tower,
No. 115, Nguyen Hue Street,
Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam

T: +84 (28) 3821 9266
F: +84 (28) 3821 9267
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

谷中 靖久 Hanoi 兼任

公認会計士(日本) ダイレクター
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

小熊 崇史

公認会計士(日本) マネージャー
E: takafumioguma@kpmg.com.vn

西井 康雄

公認会計士(日本) マネージャー
E: ynishii1@kpmg.com.vn

角田 長基

アシスタント マネージャー
E: masakikakuda@kpmg.com.vn

Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: nambnguyen@kpmg.com.vn

Vu Thuy An - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: antvu@kpmg.com.vn

Nguyen Ha Thuy - 日本語可

シニア
E: thuyhnguyen@kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

100-8172
東京都千代田区大手町1-9-7
大手町フィナンシャルシティ
サウスタワー

中谷 剛之

パートナー
T: +81 33548 5805
F: +81 33548 5815
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

541-0048
大阪市中央区
瓦町3-6-5
銀泉備後町ビル

鈴木 智博

マネージャー
E: Tomohiro.Suzuki@jp.kpmg.com
T: +81 67731 1000
F: +81 67731 1001

Follow us on:   

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.